

# 兵庫県公報

令和元年 8月22日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る措置結果について.....	1

## 監査委員公告

### 住民監査請求に係る措置結果について

平成31年4月17日付けで公表した住民監査請求に係る監査の結果について、公営企業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年8月22日

兵庫県監査委員

四海 達也  
北浜 みどり  
石井 健一郎  
藤川 泰延

#### 1 措置結果の通知

令和元年7月31日（企総第1066号）

#### 2 措置の内容

企業庁が実施した芦屋市浜風町の土地（以下「本件土地」という。）の建物基礎撤去が、兵庫県の負担に属さないものではない理由は、以下のとおりである。

- 1 本件土地は、本来、兵庫県と本件土地上にあった児童厚生施設の運営法人との使用貸借契約満了時に、同法人が建築物など一切の物件を撤去した状態で売却するところ、建物の使用を希望する者が入札に参加する可能性があったため、建物付で入札を実施し、落札者が建物を使用しない場合は、建物及び地上の基礎部分については企業庁が撤去して引き渡すこととした。
- 2 その際、地中の基礎など構造物全てを撤去すると県費負担が過大となることから、必要な工事以外は行わないことを明示するため、「一般競争入札実施のお知らせ」（入札公告）に、「敷地内に存置する自然物、工作物及び建物基礎部分の撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では一切行わない」と記載した。
- 3 建物使用を希望しない者が落札し、売買契約を締結した時も、同様の理由から「基礎部分を除く建物を撤去の上、売買物件を引渡時の現状で落札者に引き渡す」と明記した。
- 4 建物撤去に当たり、当初は大型重機による通常の解体工事を予定していたが、震災遺児・孤児たちの心のケアという社会的意義がある活動の拠点となった児童厚生施設の功績と、利用者・関係者の思いを形にして後世に残すため、1つ1つ部材を手作業で取り除き、おもちゃ製作等に活用するという解体方法を採用した。
- 5 建屋及び床材解体後に確認したところ、当初の想定とは異なり、解体後の地上全面に、建物基礎のコンクリート底盤等の構造物が周囲の地表面より高く突出した状態で残ることが判明した。

このため企業庁において撤去工法を検討したところ、地上に突出した部分のみを削り取る工法より、地中の建物基礎まで一体的に除却する工法が、工期も短く工事費が安価となることから、建物基礎全体の撤去工事を実施したものである。

以上のことから、一連の建物撤去に係る工事は、本件土地の売却手続を完了する上で必要な措置であり、その実施と代金の支出は兵庫県の負担に属さないものではない。